

経済産業省企業活動基本調査の各調査事項の整理

「1 企業の概要」

【目的】

- ・統計調査を実施する上で基本となる企業情報を把握するための調査事項。
- ・名簿情報（企業名、住所等）、調査対象判定や集計のためのキー項目として「資本金額又は出資金額」、外資系企業として特定するための「外資比率」等を把握。

【論点】

「企業の設立形態」の選択肢のうち「企業組織の変更」を削除するとともに、新たに直近1年間の組織再編行為の状況を把握する項目を追加することとしているが、この変更は適当か。

(回答)

会社法の施行等により企業の合併・買収が増加するなど、企業の再編成の動きが顕著となっている。しかし、現行では企業の設立形態しか把握しておらず、こうした組織の再編行為の実態を的確に把握するため、今回新たに追加したもの。

なお、「企業組織の変更」は、有限会社から株式会社などへの変更について把握するものであったが、会社法の施行により該当企業が見込まれなくなったことから削除するものである。

「2 事業組織及び従業者数」

【目的】

企業が経済活動を行う上でどのような組織を保有し、かつ、従業者をどれだけ配置しているかを定量的に把握するための調査事項。

売上高に直接現れない事業活動（サービス事業所、倉庫・輸送・配送等事業所等）の展開状況、国際化（国際事業部門、海外支社等）、ソフト化（研究所等）の実態を事業所数・従業者数の面から把握。また労働生産性（従業者一人当たりの売上高）、給与支給額などの各種指標を得るためにも必要。

【論点】

臨時・日雇雇用者、派遣従業者について、今回変更はないものの、パートタイム従業者と同様に、就業時間換算で把握する必要はないか。

（回答）

パートタイム従業者は基本的に短時間労働者であり、臨時・日雇雇用者と比較して就業時間換算の必要性が高い。また、雇用保険の対象であるため、本社で一括管理しているところが多い。このため、就業時間換算している。

一方、一部の企業にヒアリングをしたところ、臨時・日雇雇用者及び派遣従業者については、調査対象企業の雇用保険の対象外であるため、一般的には本社で一括管理しておらず、回答は容易ではないとの指摘があった。このため、現行案どおり従業者数としたい。

「3 親会社、子会社・関連会社の状況」

【目的】

対象企業の独立性・資本従属性、親企業の業種特性等を明らかにするための調査事項。

対象企業を親会社・子会社・単独会社等に識別区分し、業種別の企業特性（事業の多角化・国際化・ソフト化等）の実態や、対象企業の持つ子会社の業務の分散から関係会社としての多角化の実態、業種別に対象企業が持つ親会社の業種、国内外、議決権割合等の実態等を明らかにするために必要。

【論点】

親会社、子会社・関連会社の有無及び子会社・関連会社の減少の状況を把握する項目を追加するとともに、親会社との連結関係の選択肢から関連会社に係る選択肢を削除することとしているが、この変更は適当か。

（回答）

親会社・子会社間等で行われている企業分担を把握することが一層重要となっているが、近年、子会社等の設立だけではなく、子会社等の統廃合も活発化しており、企業分担の状況を把握するためにはこれらの実態を的確に把握する必要がある。このため、これまで把握してきた子会社・関連会社の新規設立に加え、減少の状況も把握するもの。

また、親子会社との連結関係を聞く設問であるため関連会社に係る選択肢を削除したもの。

【個別留意点】

調査客体が事業持株会社である場合（純粋持株会社は調査対象外）、それを識別できるようにしておくことが必要ではないか。（ア「1企業の概要」とも関連）

（回答）

子会社に対し親会社が事業持株会社かどうかを調査することで、親会社は識別可能である。

「4 資産・負債及び純資産並びに投資」

【目的】

企業の経営基盤である資産及び投資の実態を総合的に明らかにするための調査事項。

取得設備投資は事業活力の先行指標として把握する。また関係会社への投資額等は、関係会社内の資金の流通状況を把握し、経営の実態・財務状況を明らかにするために必要。

【論点】

剰余金の配当状況（配当金額）及び流動負債、固定負債の内訳を新たに追加することとしているが、この追加は適当か。

（回答）

近年、企業の配当総額あるいは配当性向が増加傾向にあると言われており、剰余金の配当状況の把握は、企業の配当政策、成長戦略等の分析に資すると考える。このため、新たに配当金について追加するもの。

また、企業における資金調達手法が多様化する中で、その資金調達手法を的確に把握することが重要となっている。このため、資金調達方法を反映するように株式資本以外の負債内容について詳細化するもの。これにより、資金調達方法の動向を把握することができる。

【個別留意点】

・関係会社への投資額等を把握することとしているが、調査客体が他から受けた投資額を把握できるようになっているか。資本関係を適切に把握するためには、双方向の把握が必要ではないか。

・剰余金の配当額についても上記と同様に、剰余金の配当の受取額を把握するようにする必要があるのではないかと、

（回答）

調査客体が他から受けた投資額を把握することはしていない。企活調査においては、企業が関係会社へ投資した額で把握することとしており、双方向での把握については記入者への負担増となることから、現行どおりとしたい。

配当金についても同様。

「5 事業内容」

【目的】

企業活動の成果である売上高及びその活動に要する費用を総合的に把握するための調査事項。

業種別・規模別の企業経営の特性など各種産業構造・企業分析の基礎データとして把握する必要があるほか、売上高内訳は、事業の多角化などの把握に必要。企業の産業格付にも用いる。

【論点】

外注費の項目を「7 事業の外部委託の状況」に移動するとともに、従来、特掲の費用の内訳として把握していた「支払利息等」を売上高及び費用等の営業外費用の内訳として把握することとしているが、この変更は適当か。

(回答)

新たに「事業の外部委託の状況」として、外注費を詳細に把握することとしたため、そこに移行するもの。

また、「支払利息等」は、営業費用の内訳が並ぶ「費用の内訳」の中にあつて、唯一営業外費用の内訳が入っていたため、記入のしやすさを考慮し、移行するもの。

「6 取引状況」

【目的】

生産者の直接取引など流通活動における生産者の役割等を含めた我が国企業の取引・流通の実態を把握するための調査事項。

海外との取引を中心として売上高・仕入高を把握することにより企業の市場構造の実態を明らかにするために必要。

【論点】

① モノの輸出入額について、海外の地域ごとに関係会社との取引高を把握する項目を追加するとともに、地域区分について、見直しをすることとしているが、この変更は適当か。

(回答)

本社・子会社間の機能分担や国際化が進展している中で、海外の子会社・関連会社との貿易状況は把握しておらず、関係会社としての国内外取引の把握が不可欠となっている。このため、モノの輸出入額について、地域別に関係会社を追加するもの。

また、地域区分については、記入者負担の軽減を図り、貿易規模の小さい地域を統合するとともに、貿易相手国第1位の中国をアジアの内訳として追加するもの。

【個別留意点】

企業グループ間の取引を関係会社（子会社、関連会社及び親会社）に限定して把握することに問題はないか。（キ「7 事業の外部委託の状況」、ク「8 研究開発、能力開発」、ケ「9 技術の所有及び取引状況」も同様。）

(回答)

近年、関係会社全体として機能分担するケースが多くなっているため、関係会社との取引を調査するもの。いわゆる兄弟会社などとの取引は、範囲の定義が難しいばかりでなく、報告者からの正確な回答は難しいと考える。

【個別留意点】

輸出額について、自社名義で通関手続きを行ったものとしているが、中小企業で多いと思われる商社などを経由したものを把握する必要はないか。

(回 答)

企活調査は、従業者50人以上かつ資本金又は出資金が3千万円以上と比較的大きな企業が対象となっていること、また、商社についても対象として把握していることから、輸出入については現行においても適切に把握している。

なお、一部の商社に確認したところ、商社経由のものを分けることはできないとのこと。

【論 点】

② モノ以外のサービスに関する国際取引を把握する項目を追加し、海外からの受取金額、海外への支払金額ごとの総額と、それぞれの関係会社との取引額を把握することとしているが、この追加は適当か。

(回 答)

本社・子会社間の機能分担や国際化が進展している中で、海外の子会社・関連会社とのサービス取引も拡大している。しかし、サービスに関する国際取引については把握していなかったため、モノ以外のサービスの国際取引を把握するとともに、内訳として関係会社を追加するもの。

【個別留意点】

・モノ以外のサービスの国際取引も、モノと同様に、海外の地域ごとに把握する必要はないか。

・モノ以外のサービスについて、品目（情報やソフトなど）の別に把握する必要はないか。

(回 答)

初めての調査項目であり、まず全体像を把握するのが先決との考えから、今回調査では総額のみ調査としている。今後、調査の実施状況を踏まえつつ、記入者負担や詳細項目としての必要性等についても検討した上で、必要に応じて把握していきたい。

「7 事業の外部委託の状況」

【目的】

他社の生産機能等を活用した事業活動の展開を把握するための調査事項。
企業における組織構造の変化・費用面での状況、リストラとの関連などを、事業のアウトソーシングの状況から明らかにするために必要。

【論点】

①従来、3年周期で把握していた事業の外注状況を毎年調査化した上で、製造委託と製造委託以外の外部委託ごとの委託金額を、国内外別の総額、うち関係会社ごとに把握する調査項目に変更することとしているが、この変更は適当か。

(回答)

本社・子会社間での機能分担等が進む中で、企業の外部委託の状況を関係会社内外でどのように分担、取引されているかを把握すること、また、業務の外部委託状況に関し、委託の有無だけではなく、委託先区分(国内外)を把握することは重要である。そこで、製造委託及び製造委託以外の外部委託について、関係会社内外と国内外の把握ができるように変更し、毎年調査するもの。

【個別留意点】

- ・製造委託以外の外部委託について、定義は明確となっているか。例えば、ゲームソフトの開発（製造委託）などはどのような取扱いとなるのか。
- ・製造委託以外の外部委託として列挙されている委託について、調査客体がその委託金額を容易に回答することができるのか。

(回答)

製造委託以外の外部委託とは、製造委託以外の業務の外部委託(アウトソーシング)のこと。金額の記入にあたっては、報告者が容易に記入できるように製造委託以外の外注費、業務委託費等の経理上処理した金額としたい。

なおゲームソフトの開発については、製造とはならないため、製造委託以外の外部委託となる。

資料4を参照。

(※参考:製造委託とは、製造(有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新たな製品を製造すること)を他社に委託すること。製造工程の一部あるいは全てで、外注加工費、外注費がこれにあたる。)

【個別留意点】

・金融サービスについて、把握する必要はないか。

(回答)

一般的に金融サービスには、銀行、証券、保険、リース、消費者金融等が該当すると思われるが、これらのうち外部委託に該当するのは多くはないと考えており、「その他」として整理している。

【個別留意点】

・情報通信関係の外部委託（クラウドやSaaSの共同利用やデータセンターなどの利用等）など、従来と異なるタイプの外部委託を把握する必要はないか。

(回答)

クラウドやSaaSは新しいサービスのため、特掲していない。外部委託していれば「その他」に該当する。なお、供給側の売上高について、情報通信業基本調査(仮称)で把握することとしたい。

【個別留意点】

・海外の地域ごとや委託内容ごとに把握する必要はないか。

(回答)

外部委託については、平成19年調査において初めて総額のみ定量的に把握したもので、その時の結果を見ると、売上げに占める割合は製造委託で6%、製造委託以外の外部委託で1%程度と大きくない。このため、まずは国内外別に把握することとし、調査の実施状況を踏まえつつ、必要に応じて検討していきたい。

【論点】

請負事業者及び請負労働者の受入れ数について、正確な把握が困難であることにより、削除することとしているが、この削除は適切か。

(回答)

請負では、発注元(調査客体)は、依頼する業務において請負業者と契約関係を持つのみで、仕事の割付や順序、スピード、必要人員数については、請負業者が決定することとなる。このため、平成19年調査実施において、調査客体からの問い合わせも多く、客体が請負契約における正確な請負労働者数を記入することは困難であることが判明したことから、今回調査では削除するもの。

「8 研究開発・能力開発」

【目的】

(研究開発)

企業の経営基盤の一つである研究開発費及び研究開発投資の実態を把握するための調査事項。企業における事業戦略・成長性と関係する新製品開発のための活動等を明らかにするために必要。

(能力開発)

企業の人材育成への取組状況を把握するため能力開発を調査事項として設定。企業における戦略的な人材育成への取り組みを明らかにするために必要。

【論点】

①研究施設の保有状況の有無に関する設問を見直し、研究開発への取組状況の有無及びその実施の国内外の別を把握する項目に変更することとしているが、この変更は適当か。

(回答)

従前の設問(研究施設(研究所)の保有状況の有無)は、企業の研究開発への取組状況を把握する目的で調査していたもの。設問が婉曲的で分かりづらかったため、今回端的に問う設問に変更した。

本社・子会社間の機能分担や国際化が進展している中で、研究開発への取組についても、関係会社全体で機能分担するケースや関係会社との受委託の範囲がグローバルに展開されることが多いことから、研究開発費の内訳として「関係会社との受委託」を追加、更に国内・海外別に把握することとするもの。

【論点】

②能力開発費を把握する事項を追加することとしているが、この追加は適当か。

(回答)

設備投資や研究開発と同様に、人的資産に対する投資は企業経営において重要な活動であるため、今回調査に能力開発費を把握する調査事項を追加するもの。

【個別留意点】

- ・能力開発の範囲（対象者、対象経費）は適当か。

（回 答）

対象者は、正社員・正職員、契約社員、パートタイム従業者、アルバイトその他対価を受け取ってその事業に従事する者を対象とする。

派遣社員については、派遣先と雇用関係はないが、①派遣社員が派遣先の法人等の正社員等と同一の職務に従事しており、②当該同一の職務に係る教育訓練等（当該正社員等を主体としたものに限る。）に参加している場合に限り、対象者として含める。

対象経費は、調査票の注書きにある通り、講師・指導員経費、教材費、外部施設使用料、研修参加費及び研修委託費、大学への派遣・留学関連費用、大学・大学院等への自費留学にあたっての授業料の助成等とする。

これら対象者、対象経費は、人材投資促進税制といった能力開発にかかる優遇税制の内容と定義を合わせている。

【個別留意点】

- ・能力開発費の総額を把握することとしているが、能力開発の対象とした人数を把握する必要はないか。
- ・親会社が企業グループ全体として行っている能力開発の状況（近年、増加傾向）を把握する必要はないか。

（回 答）

初めての調査項目であり、まず全体像を把握するのが先決との考えから、今回調査では総額のための調査としている。今後、調査の実施状況を踏まえて検討したい。

なお、社内研修に出席した人数等の把握であれば、記入者の負担は大きいいため、困難と考える。

「9 技術の所有及び取引状況」

【目的】

企業の知的財産活動の実態を把握するための調査事項。開発特許の所有状況、技術の導入・供与状況を把握し、業種別の技術・知的財産権交流や技術取引の国際化の実態を明らかにするために必要。

【論点】

技術の所有及び取引状況について、従来把握していた取引金額の内数として、関係会社との取引金額を把握する事項を追加することとしているが、この追加は適当か。

（回答）

技術の取引状況などの知的財産活動は、関係会社全体で機能を分担するケースが多くなっており、企業単体よりも、関係会社内での活動の分担状況を捉えることが重要になってきていることから、「うち関係会社」を追加するもの。

【個別留意点】

・技術取引における著作権の内訳の「ソフトウェア」は、定義が明確になっているか。また、調査客体がそれを適切に認識できるものとなっているか。

（回答）

著作権の中のソフトウェアとしているため、定義は明確になっている。これまで調査客体からの問い合わせも特になく、認識できているものと考えている。

なお、より調査客体が適切に認識できるよう(注3)として以下を加える。

(注3) 「うち、ソフトウェア」には、コンピュータ・ソフトウェアを記入してください。

「 情報化の状況」

【論 点】

「コンピュータ・ネットワークの利用の有無」については、把握する必要性の低下、「電子取引の実施状況」については、代替統計調査の整備により、いずれも削除することとしているが、この削除は適当か。

(回 答)

次の【個別留意点】の回答の通り、概ね『情報処理実態調査』及び『消費者向け電子商取引実態調査』で把握は可能。記入者負担の軽減を図る観点から、削除するもの。

【個別留意点】

・代替統計調査の結果からこれまで本調査により得られていた結果と同様のデータを得ることは可能か。

(回 答)

① 「(1) コンピュータ・ネットワークの利用の有無」の項目については、企活調査によれば98%が利用有りとしており、必要性は薄れたと考えている。なお、以下の調査及び調査事項で概ね把握。

・「BtoB」:情報処理実態調査の「3-1 BtoB、BtoG及び業務連携の状況」及び「3-2 ECの取引高」

・「BtoC」:情報処理実態調査の「3-2 ECの取引高」

・「BtoG」:情報処理実態調査の「3-1 BtoB、BtoG及び業務連携の状況」

② 「(2) 電子商取引(e-コマース)の実施状況」の項目については、以下の調査及び調査事項で概ね把握。

・「BtoB」:情報処理実態調査の「3-1 BtoB、BtoG及び業務連携の状況」及び「3-2 ECの取引高」

・「BtoC」:電子商取引の実施状況については、情報処理実態調査の「3-2 ECの取引高」及び消費者向け電子商取引実態調査(全対象)で把握。対個人消費者における電子商取引を活用した経済活動は、基本的には「販売」活動であり、消費者向け電子商取引実態調査において、販売した「物品」、「サービス」、「デジタルコンテンツ」について詳細に把握。

・「BtoG」:情報処理実態調査の「3-1 BtoB、BtoG及び業務連携の状況」

「10 企業経営の方向」

【目的】

企業のガバナンスの観点から、委員会設置会社の状況、社外取締役の設置状況、ストックオプションの導入状況を把握する。

【論点】

団塊世代の退職等に対する制度的な取組状況について、把握する必要性の低下により、削除することとしているが、この削除は適当か。

(回答)

団塊世代の退職等に対する制度的な取組状況については、団塊世代の退職時期に絡めた2007年問題に着目して実施されたもの。統計審議会においても、設問導入時に数年間実施する必要性は指摘されたものの、22年調査(2010年)時には、既に3年以上経過(19年、20年、21年と3年間把握)することとなり、団塊世代に焦点を当てた設問の必要性は低下したと判断し削除するもの。

【個別留意点】

- ・企業経営の方向を把握する項目として、委員会設置会社か否か、社外取締役の設置状況及びストックオプションの実施の有無のみしか把握していないが、環境問題に関する取組や企業の社会的責任(CSR)への配慮状況など、他に把握すべき事項はないか。
- ・委員会設置会社か否か、社外取締役の設置の有無など企業のガバナンスに関する表面的な把握ではなく、その内容について、もう少し具体的に把握するようにならないと意味がないのではないか。

(回答)

本調査項目は、いずれもコーポレート・ガバナンス(企業統治)の観点から非常に重要なファクターであり、欠かせないと考えている。

しかし今回の改正では全体的にボリュームが増えたこともあり、新たな調査項目は設定していない。ただし、社外取締役については、中立的かつ独立的な監視機能として、迎え入れる企業も増加していることから、取締役について定量的に把握するとともに、その中立性・独立性を把握するため、社外取締役の内数として「関係会社」を追加することとしたい。(資料4 調査票(案)の修正参照。)

「11 バイオテクノロジーの利用状況」

【目的】

様々な産業分野に利用され、成長も期待されるバイオ関連産業の実態調査をおこなう「バイオ産業創造基礎調査」の母集団情報の把握のため、3年に1回、バイオテクノロジー利用の有無を調査する。

【論点】

19年調査で把握していたバイオテクノロジーの利用状況について、選択肢を利用の有無のみに簡素化した上で、3年周期の調査事項として追加することとしているが、この追加は適当か。

(回答)

バイオ政策で必要な情報を把握する『バイオ産業創造基礎調査』の母集団として必要な事項であるため、3年周期項目として追加。また、バイオ産業は新規参入や企業の統廃合が活発な産業であり、関連業界の会員名簿等のみでは把握が不十分なため、企業活動基本調査における対象企業の抽出は不可欠である。